

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ドブレSAGA101 No.1/3）

国土交通省告示第225号 第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号イの場合

- ※範囲計算条件
- ◇ストーブ本体機種：ドブレSAGA101
- ◇壁のシールド無し
- ◇水平投影面積は脚を含まない。

◇計算方法・計算結果

□ストーブ等可燃物燃焼水平距離

ストーブの鉛直投影面積（正面・背面）：Av=1725cm²（34.5cm×50cm）
ストーブの鉛直投影面積（左右側面）：Av=2550cm²（51cm×50cm）

- 1. 正面（開口部がある面の離隔距離（ガラス等扉付））
 $L_{sop}=2.4 \times \sqrt{1725}=99.7\text{cm}$
- 2. 右側面（開口部がない面の離隔距離）
 $L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{2550}=80.3\text{cm}$
- 3. 左側面（開口部がない面の離隔距離）
 $L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{2550}=80.3\text{cm}$
- 4. 背面（開口部がない面の離隔距離）
 $L_{ssl}=1.59 \times \sqrt{1725}=66.0\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼垂直距離

ストーブの水平投影面積：Ah=1759.5cm²（34.5cm×51cm）

- 5. ストーブ上面の離隔距離
 $H_s=0.0106 \times (1 + (10000 / (1759.5 + 800))) \times 1759.5=91.5\text{cm}$

□ストーブ等可燃物燃焼基準距離（作図により軌跡を示す）

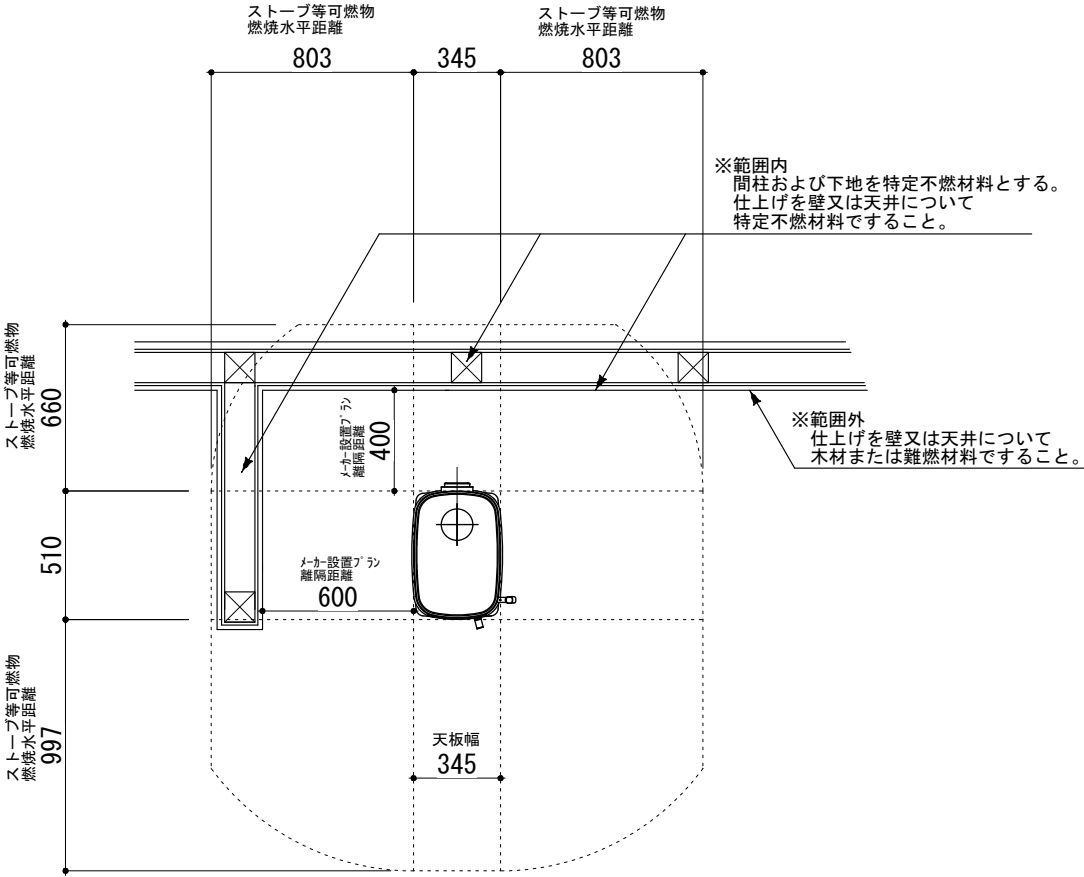
$D_s = (H_s - h) / H_s \times L_s$

※Dsは各高さの計算結果の軌跡によって表現される。

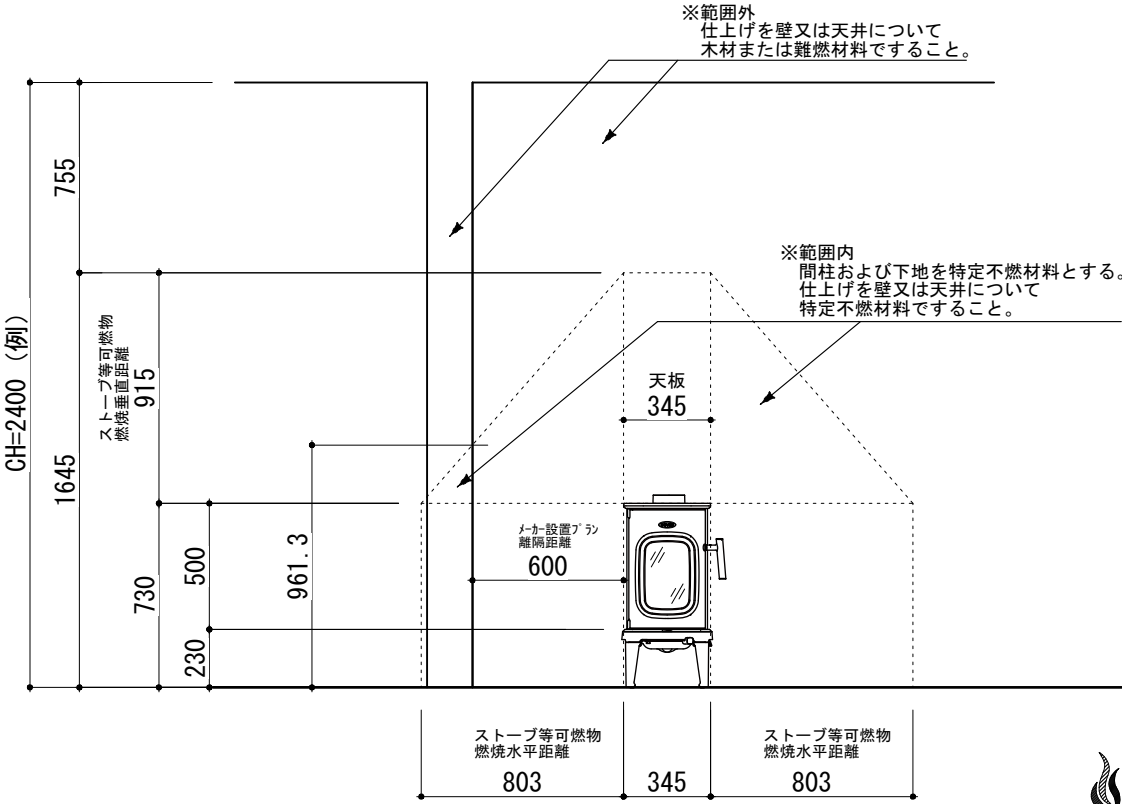
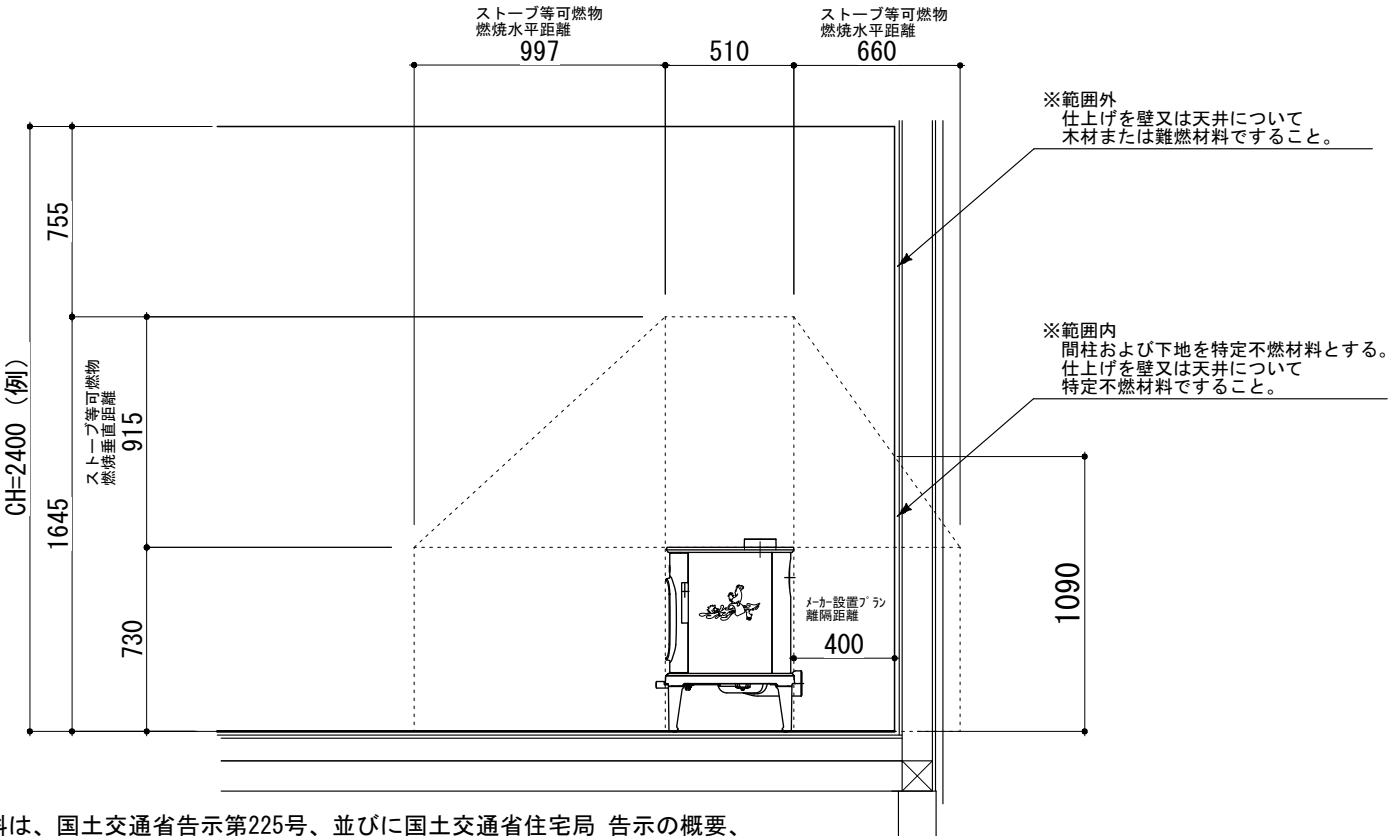
◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
（厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの）
- ・ロックウール
- ・グラスウール板



※ストーブ壁仕上の仕様はメトス設置プランを参考のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ドブレSAGA101 No.2/3）

国土交通省告示第225号 第一項 ニ号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ドブレSAGA101

◇壁のシールド：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まない。

(1) - (i) ストーブと可燃物燃焼部分の壁との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：27.5cm以上

壁と遮熱板等の最低距離：2.5cm以上

(1) - (ii) ストーブと可燃物燃焼部分の天井との距離

ストーブと遮熱板等の最低距離：42.5cm以上

天井と遮熱板等の最低距離：2.5cm以上

(2) ストーブと壁までの最低クリアランス

可燃物水平距離の1/3の距離と最低距離30cmを比較し、距離が長い値以上とする。

ドブレSAGA101の場合： 前面：[997×(1/3)=332] 33.2cm以上

右側面：[803×(1/3)=268] 30.0cm以上

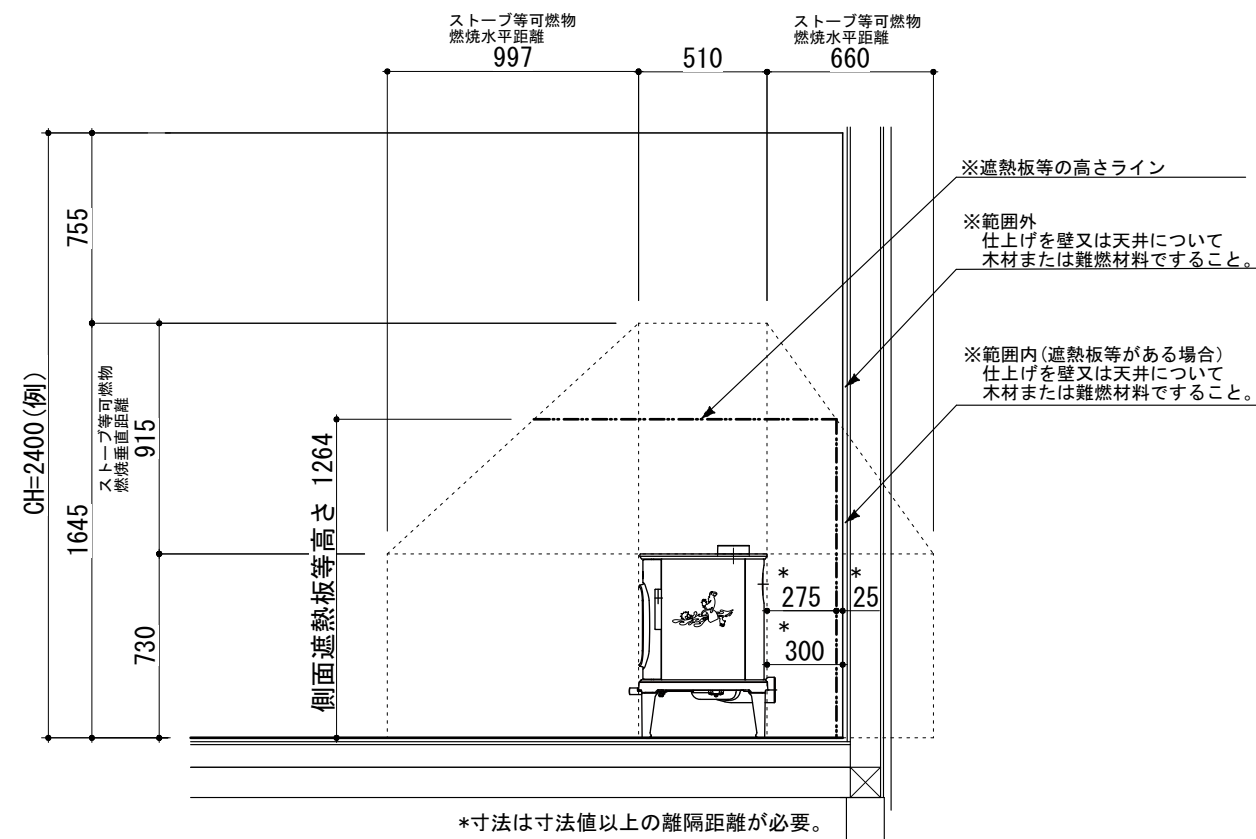
左側面：[803×(1/3)=268] 30.0cm以上

背面：[660×(1/3)=220] 30.0cm以上

※遮熱板等の範囲は、壁の位置や形状により計画ごとに検討します。

この資料に示す範囲（二点鎖線部分）は一例です。

※本資料（ドブレSAGA101 No.2/3）のストーブと壁までの最低クリアランスは室内の煙突を口元より上部の仕様について、断熱直筒若しくは2重直筒を使用する場合とします。室内（シングル）直筒を使用する場合は別途「薪ストーブ設置プラン集」をご参照下さい。

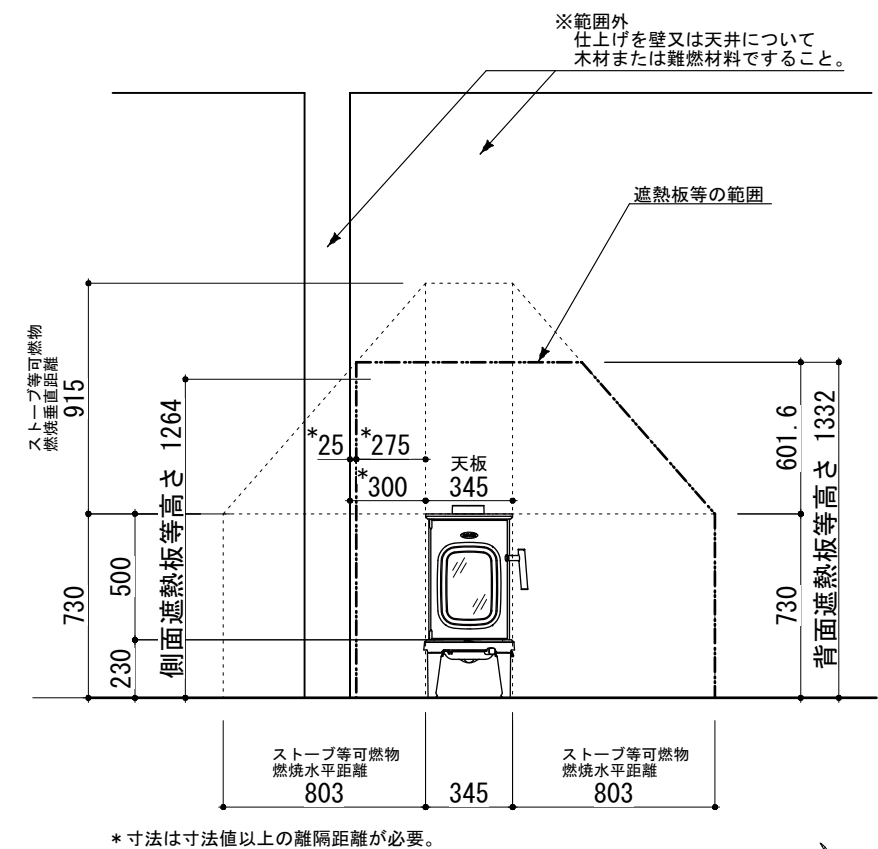
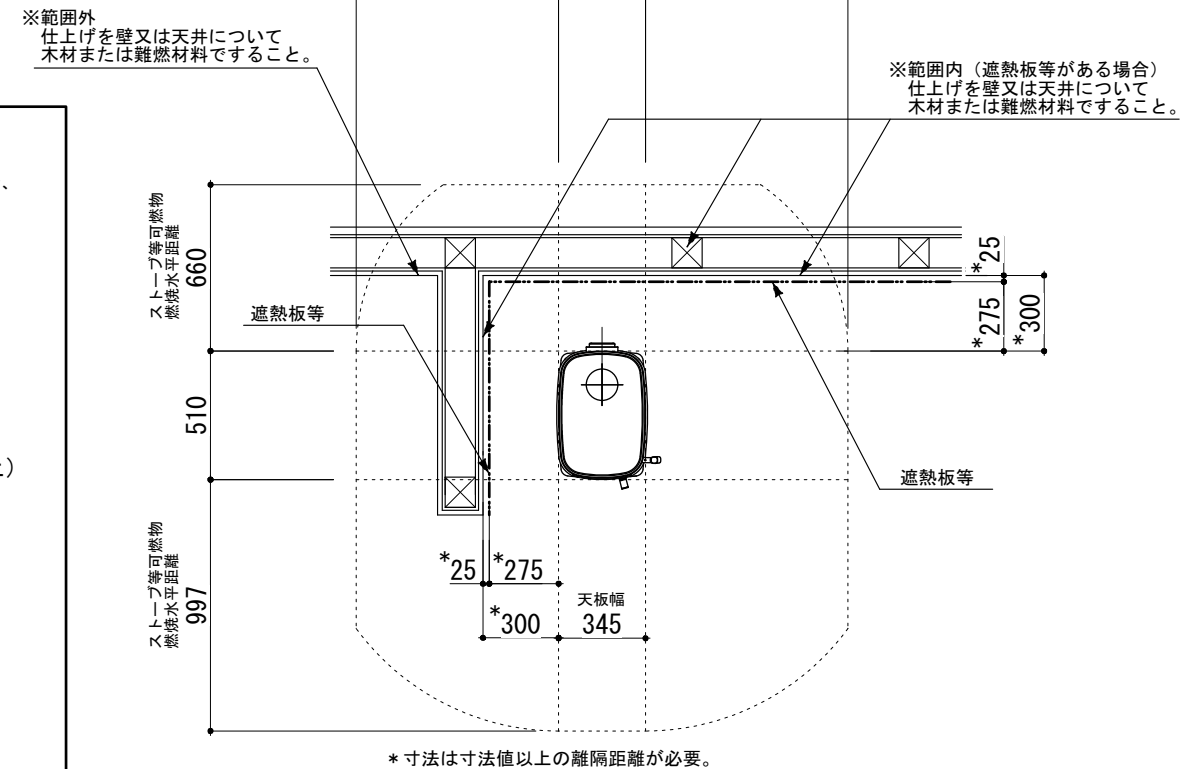
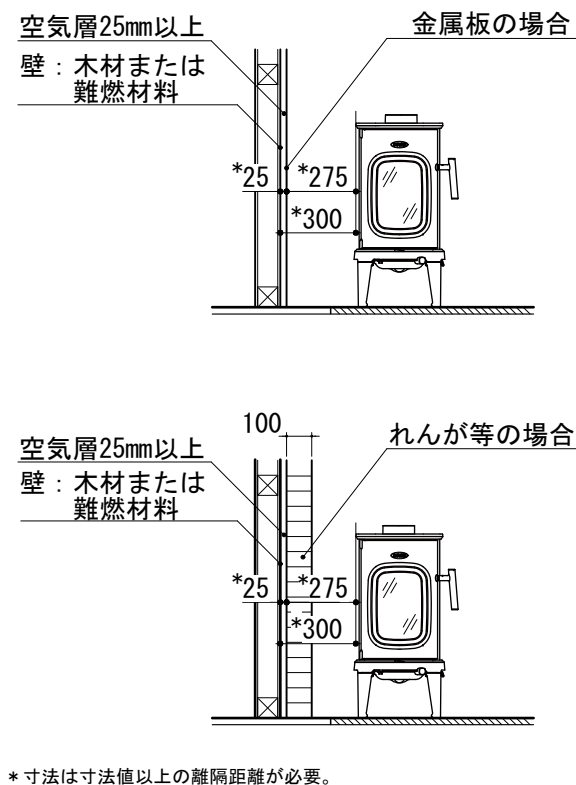


◇特定不燃材料

不燃材料のうち、平成12年建設省告示第1400号第1号から第8号まで、第10号、第12号から第17号までに該当する材料。

- ・コンクリート
- ・れんが
- ・瓦
- ・陶磁器タイル
- ・繊維強化セメント板
- ・ガラス繊維混入セメント板（厚さ3mm以上）
- ・繊維混入ケイ酸カルシウム板（厚さ5mm以上）
- ・鉄鋼
- ・金属板
- ・モルタル
- ・しっくい
- ・石
- ・せっこうボード
(厚さ12mm以上で、ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のもの)
- ・ロックウール
- ・グラスウール板

※遮熱板等とは「特定不燃材料の板等」のこと。



※本資料は、国土交通省告示第225号、並びに国土交通省住宅局 告示の概要、および独立行政法人 建築研究所 住宅の内装防火設計マニュアルによる。

内装制限緩和 告示内容に基づく離隔距離の範囲（ダブルSAGA101 No.3/3）

国土交通省告示第225第一項 二号 イ、ロ（ストーブの発熱量18kW以下のストーブを設置した室に限る。）

○告示第225号第一項第二号ロの場合

※遮熱板等範囲計算の一例（コーナー設置の場合）

※範囲計算条件

◇ストーブ本体機種：ダブルSAGA101

◇壁のシールド：遮熱板等あり

◇水平投影面積は脚を含まない。

